

亀山市景観形成基準チェックシート

記入例

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	〇〇 〇〇〇
行為の場所	亀山市 〇〇町字〇〇 〇〇番地

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	■ 景観重点地区		
	■ 百六里庭一関宿眺望景観重点地区		
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	要素		具体的な資源名等を記入
	自然	■ 山・緑地	付近の道路より見た眺望の背景は〇〇山脈となる
		■ 農地	行為地は集落内で、集落周辺には田園が広がる
		■ 河川	近傍に〇〇川が流れる
	歴史・ 文化	■ 街道・歴史的町並み	北側に東海道がある
		■ 文化財・社寺	〇〇m離れた場所に市指定文化財〇〇神社がある
		■ 集落	行為地は集落内で、木造2階建の家屋が多く並ぶ
	市街地 等	■ 住宅地・住宅団地	約〇〇m離れた場所に〇〇団地がある
		■ 商業地	約〇〇m離れた場所に〇〇商店街がある
		■ 工業地	約〇〇m離れた場所に〇〇工場がある
		■ 道路	西側に国道〇〇号、北側に県道〇〇線が走る
		■ 鉄道・駅	南側に〇〇線の〇〇駅がある
	その他	■ (コスモス畑)	周辺の休耕田で、コスモス栽培の取組が行われている
	行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素	
■ 公園		約〇〇m離れた場所に〇〇公園がある	
■ 展望台		約〇〇m離れた場所に〇〇展望台がある	
■ 橋		約〇〇m離れた場所に〇〇橋がある	
■ 道路		東側約〇〇m離れて国道〇〇号線がある 北側に東海道がある	
■ その他(〇〇川堤防)	北側約〇〇m離れて〇〇川堤防がある		

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	チェック 欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○高さは、敷地地盤面から 15m 以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあつては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 15m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。(解説書 P64 参照)	■	高さ〇.〇m、4階建としている。	
	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	■	・周辺の建物と同程度の規模としている。	
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。(解説書 P28 参照)	■	・国道〇〇号、〇〇公園からは、距離が離れていることにより眺望できる範囲は小さく、眺望の妨げにならない。 ・東海道からは周囲の街並みにより直接眺望出来ない。	
	・山稜の近傍にあつては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。(解説書 P29 参照)	■	・高さを出来る限り抑えた規模とし、稜線を超えない高さとしている。	
	・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。(解説書 P30 参照)	■	・周辺の樹林地の樹木より低い高さとしている。	
壁面の位置	・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書 P31 参照)	■	・周辺の建物と調和した規模とし、関宿の歴史的町並みに配慮している。	
	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	■	・外壁の位置を、隣接する家屋とあわせて後退している。	
	・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。(解説書 P32 参照)	■	・道路沿いに生垣を設け、隣地の生垣との連続性に配慮している。	
形態・意匠	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。(解説書 P33 参照)	■	・歴史的町並みの周辺に位置するため、全面部分は壁面の位置を合わせ、周辺との連続性に配慮している。	
	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	■	・国道〇〇号、〇〇公園から眺望できる屋根は、付近の建物とあわせた勾配屋根とし、調和を図っている。	
形態・意匠	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P34 参照)	■	・視点場より眺望できる壁面は、木材を使用したシンプルな形状とし、周囲の家屋との調和を図っている。	

項目	景観形成基準	チェック 欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書 P35 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 空調等の設備を、ルーバーで覆っている。 壁面の設備配管は建築物の外壁色と類似した色としている。 壁面の配管設備を、通りから見えない壁面に配置している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書 P36 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> ベランダの形状、素材を建築物本体とあわせたものとしている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P37 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する家屋と屋根の高さ・勾配をあわせ、連続性に配慮している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書 P38 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の形状に変化を持たせ、また開口部を多く設けることにより、圧迫感を軽減している。 不必要な飾りをなくし、建物全体をすっきりとした形態としている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。(解説書 P39 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 通り沿いにオープンスペースを設け、開放感を確保している。 	
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	■	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物外壁で多く用いられている落ち着いた色彩に調和するように外壁を低明度、低彩度の色彩としている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については別表1、それ以外については別表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。(解説書 P65 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 使用するアクセント色は、ライン的に使用し、使用する部分を小さくしている。 使用するアクセント色の色彩の彩度を中彩度としている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書 P44 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 使用するアクセント色は、百六里庭展望台からの眺望の範囲に入らない箇所に使用している。 	
素材	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	■	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物外壁で多く用いられているタイルを部分的に使用している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書 P45 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に耐久性に優れた〇〇材を使用している。 道路から玄関までのアプローチに〇〇材を使用する。 	
外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	■	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界部に生垣を設け、緑化を図っている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 植栽に四季を演出できる〇〇(樹種)を使用する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書 P47 参照) 	■	<ul style="list-style-type: none"> 道路側に緑地帯を設け、道路付近には低木を植栽して圧迫感を軽減している。 〇〇の樹木を道路境界部に移植し、沿道に潤いを持たせている。 	

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構・緑化	・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書 P48 参照)	■	・行為地内の古木を残せるような建物の配置としている。	
	○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書 P49 参照)	■	・周辺の建物の多くで用いられている落ち着いた色彩のフェンスを設置し、周辺との調和を図っている。	
	○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。(解説書 P50 参照)	■	・出入口を1箇所とし、道路に面した部分に生垣を設け、直接見通せないようにしている。 ・駐車場内に植栽帯を○箇所設けている。	
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。(解説書 P51 参照)	■	・敷地内に光が散乱しないように、照明の方向を調整している。 ・照明を低い位置に設けている。	

(3) アクセント色使用部分等の面積 (アクセント色を使用している場合のみ記入)

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の 面積	東側立面	○○㎡	○○㎡	○○㎡
	西側立面	○○㎡	○○㎡	○○㎡
	南側立面	○○㎡	○○㎡	○○㎡
	北側立面	○○㎡	○○㎡	○○㎡

～別表 (マンセル値による色彩制限)～

別表 1			
対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～10R	6以下	4以下
		7以下	3以下
	0.1YR～2.5Y	7以下	4以下
		7以下	3以下
その他	7以下	2以下(無彩色を含む)	
屋根色	—	7以下	無彩色

別表 2			
対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
その他	—	2以下(無彩色を含む)	
屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)